

「地球温暖化への影響の程度であって、フロン類及びフロン類代替物質の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比率を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数を定める件」について

平成 27 年 3 月
経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室

1. 告示の概要

本告示は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第39号）が成立したことに伴い、エアコンディショナーの製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定める件、冷蔵機器及び冷凍機器の製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定める件、硬質ポリウレタンフォーム用原液の製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定める件及び専ら噴射材のみを充填した噴霧器の製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定める件に基づき、フロン類及びフロン類代替物質の種類ごとの温暖化係数を表形式で告示するもの。

2. 施行日

平成27年4月1日